兵庫県立神戸高等学校

#### 1 本校の方針

本校では、校訓である四綱領「質素剛健」「自重自治」の精神に則り、生徒が何ごとに対しても、 自主性と主体性を発揮し、また、教職員はそれを尊重し、支えるという気風がみなぎっている。これ が本校のよき伝統となり、多くの有為の人材を世に送り出し、神戸高校の伝統を形作ってきた。そし て、現在も生徒は、その誇り高き神戸高校の一員として恥じないよう日夜努力を続けている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 基本的な考え方

本校は、明治29年に県下2番目の県立中学校として創設され、質素剛健の気風を養い、人格の陶冶と切磋琢磨を柱とした教育が推進されてきた。卓越した伝統を引き継ぎながら、新しい時代にも確固たる位置を占める学校であるべく、意欲的な教育活動の展開を目指している。特に、文部科学省研究指定「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」事業指定校として、総合理学科を中心に、国際社会で活躍できる自然科学に強い人材の育成を図っている。

いじめについては、「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識を踏まえ、教職員が共通した 認識を持ち、いじめを決して起こさないためにも、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括 的に推進する。

### 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に 関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導 体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

# 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識 し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェ ックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

## 別紙4 組織的対応

#### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校 長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

#### 5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、PTA総会、三者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。その中心となるのが「いじめ対策チーム」である。

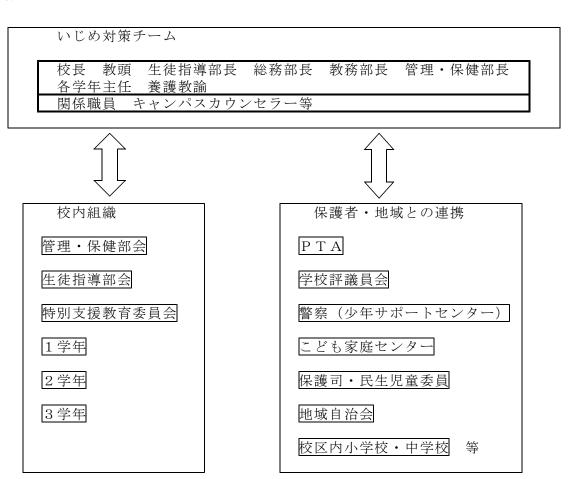
いじめ対策チームについて

・校長、教頭、生徒指導部長、総務部長、教務部長、管理・保健部長 各学年主任、養護教諭で構成 する。

(事案の状況に応じて、関係職員、キャンパスカウンセラーなどを入れてメンバーは適宜編成する)

・特別支援教育委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

#### 組織図



※いじめ対策チームの会議は、原則として学期に1~2回行う。

※いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対策チーム」を招集する。

いじめが起こりやすい・起こってレ	へる集団
□朝いつも誰かの机が曲がっている	□教職員がいないと掃除がきちんとできない
□朝いつも誰かの机が曲がっている □掲示物が破れていたり落書きがあったりする	□グループ分けをすると特定の生徒が残る
□班にすると机と机の間に隙間がある	□特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
□学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう	5 生徒がいる
□自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつり	けない雰囲気がある
□些細なことで冷やかしたりするグループがある	
□授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをし	している
いじめられている生徒	
・日常の行動・表情の様子	
口わざとらしくはしゃいでいる	□おどおど、にやにや、にたにたしている
□いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにし	
□下を向いて視線を合わせようとしない	
	□遅刻・欠席が多くなる
□腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	□ときどき涙ぐんでいる
□友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛	受想笑いをしたりする
・授業中・休み時間	
□発言すると友だちから冷やかされる	□一人でいることが多い
□班編成の時に孤立しがちである	□教室へいつも遅れて入ってくる
□学習意欲が減退し、忘れ物が増える	□教職員の近くにいたがる
□教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われた	こりする こうしゅう
・昼食時	
□好きな物を他の生徒にあげる	□他の生徒の机から机を少し離している
□食事の量が減ったり、食べなかったりする	□食べ物にいたずらされる
No. 100 mark	
• 清掃時 - Table 1	
□いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	□一人で離れて掃除をしている
7 0 14	
・その他	
□トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	□持ち物や机等に落書きをされる
□持ち物が壊されたり、隠されたりする	□理由もなく成績が突然下がる
□部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す□ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	□ 手や足にすり傷やあざがある
□けがの状況と本人が言う理由が一致しない	口子や足にりり傷やめさかめる
□ いかの状況と本人が言う连由が一致しない □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	
口心安以上のね金を付り、人にりにねこるなとりる	
いじみていて仕仕	
いじめている生徒	
□多くのストレスを抱えている	□家や学校で悪者扱いされていると思っている
口あからさまに、教職員の機嫌をとる	□特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
□教職員によって態度を変える	□教職員の指導を素直に受け取れない
□グループで行動し、他の生徒に指示を出す	□他の生徒に対して威嚇する表情をする

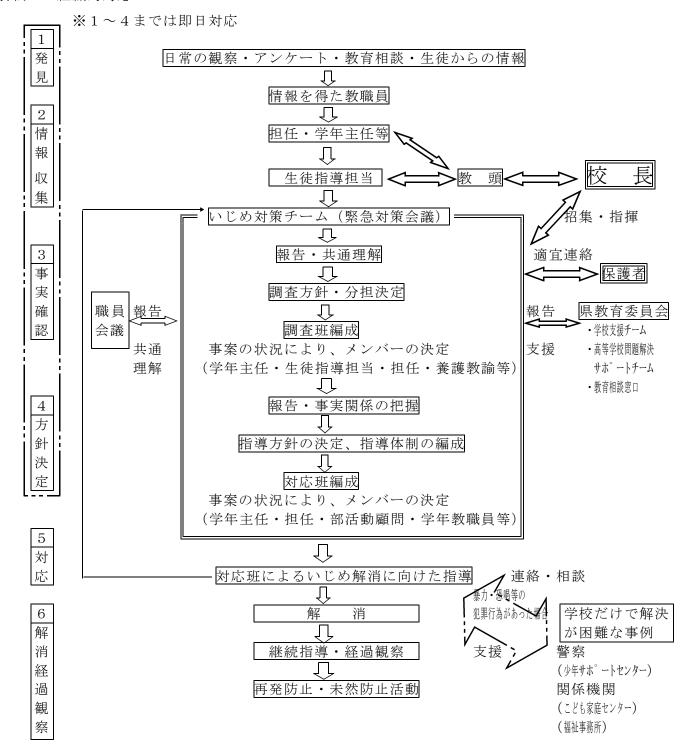
□活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

# 別紙3 年間指導計画

時期	内容	Ž	関係職員	詳の細・備の考
	会	議	対策チーム職員	年間計画の作成
学期	面	談	各学級担任	個人面談により、いじめの有無を含めた現状の把握に努める
夏	面	談	各学級担任	三者面談により、いじめの有無を含めた現状の把握に努める
季 休 業	面談等を通じて得た情報は、いじめ対策チームに報告 いじめ対策チームにおいて協議する			
<u>-</u>	会	議	対策チーム職員	いじめに関するアンケート(全学年生徒対象:「学校行事等を 通しての人間関係」に重点を置く)の作成・確認
学	アンケー	<b> </b>	全職員 (担任)	いじめに関するアンケートの実施(11月中旬)
期	集	約	各学年の担当者	アンケートの集約
	会	議	対策チーム職員	アンケートの結果を受けて、対応を協議する
三	会	議	対策チーム職員	いじめに関するアンケートの作成(1・2学年生徒対象:「1年を振り返ること、および次年度に向けて」に重点を置く)の作成・確認
学	アンケー	<b> </b>	全職員 (担任)	いじめに関するアンケートの実施(2月下旬~3月)
期	集	約	各学年の担当者	アンケートの集約
	会	議	対策チーム職員	アンケートの結果を受けて、対応を協議する

<sup>\*</sup>上記のほか、人権講演会や全校集会、ホームルーム活動などを通して、人権意識の高揚を図る。 また必要に応じて、キャンパスカウンセリングを実施する。

別紙4 組織的対応



- ◎生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合
- ・速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ・県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・マスコミ対応は対応窓口を一本化する。